

◎新潟県告示第878号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の紫雲寺土地改良区の定款の変更を平成27年5月28日認可した。

平成27年6月9日

新潟県新発田地域振興局長